

電気契約お申込み時における注意点のご案内

平素は弊社事業に対し格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

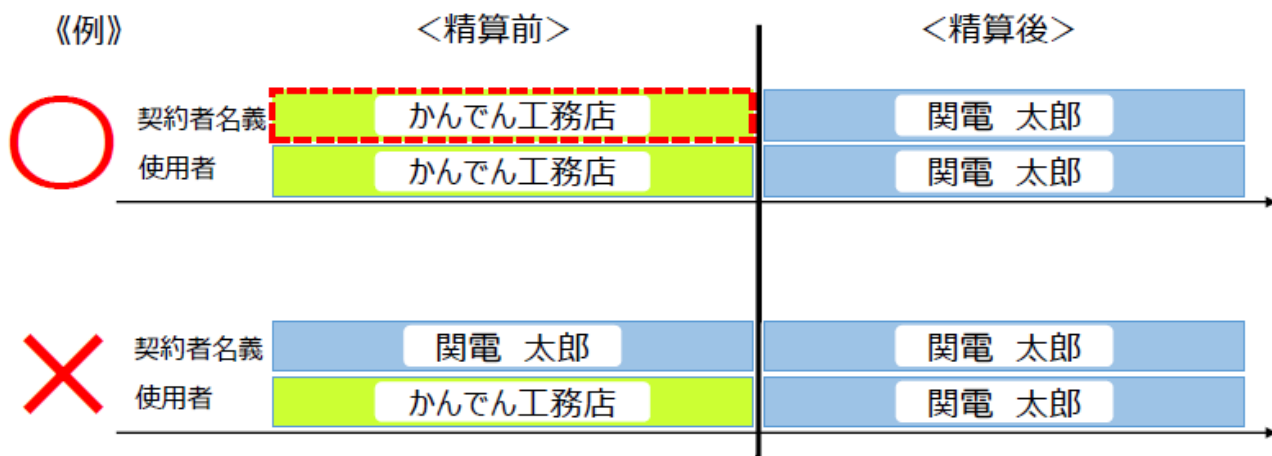
さて、新築やリフォーム等で引渡しにより建築会社さまから施主さま等へご使用者が変更となり、電気料金の精算をご希望される場合(以下、引渡し精算といいます)、ご精算前後の電気のご契約者名義が同じですと受付ができない場合※がございますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

※弊社にて受付ができない場合、建築会社さまと施主さま間でのご精算をお願いさせていただくことになります。

<ご契約者名義の取扱いについて>

- 引渡し精算をご希望される場合、**引渡し前のご契約者名義は、実際に電気を使用される建築会社さまや電気工事業者さま名義で申請いただきますようお願いいたします。**

《ご契約者およびご使用者名義の申請イメージ》



<例>「関電 太郎」様邸を新築(新設申込)し、引渡しまでの間は「かんでん工務店」様にて電気料金をお支払いされる場合、

●ご契約者名義：かんでん工務店 (関電太郎様邸) ※

●ご請求先名義：かんでん工務店 (○○支店) ※

とご入力をお願いします。

※青字部分は任意で入力いただいて問題ございません

【当件に関する問合せ先】

大阪契約管理センター 06-7506-9751

神戸契約管理センター 078-224-5380

平日のみ 9:00~17:00